



「未利用口座管理手数料」の対象口座の拡大に係るお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当組合では、長期間利用されていない口座が不正利用されることによる被害を防止するため、令和3年6月1日(火)以降に新規開設される全ての普通預金口座(決済用預金、総合口座を含みます)、貯蓄預金口座につきまして、未利用口座管理手数料の徴求および対象となる口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合の自動解約の対象とさせていただきます。

この度、令和3年6月1日以前に開設された普通預金口座および貯蓄預金口座につきましても「未利用口座管理手数料」および「自動解約」を適用させていただくこととなりました。

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【未利用口座管理手数料の詳細は次のとおり】

対象となる口座	令和3年6月1日(火)以降に開設された全ての普通預金口座(決済用預金、総合口座を含みます。)、貯蓄預金口座
	追記 令和3年6月1日(火)以前に開設された全ての普通預金口座(決済用預金、総合口座を含みます。)、貯蓄預金口座
未利用口座となる口座	<ul style="list-style-type: none">・最後のお取引(お預入れ、払い戻し)から2年以上、一度もお取引がなく残高が10,000円未満の口座が対象となります。但し、当該口座へのお利息入金および本件手数料の引落しはお取引に含まれません。・紛失などによりご利用が停止されている口座。
対象外となる口座等	<ul style="list-style-type: none">・当該口座の預金残高が10,000円以上ある場合・同一店舗にて借入残高が1円以上の場合(カードローンは除く)・同一店舗にて定期預金、定期積金、積立定期預金、国債等が1円以上ある場合・カードローン返済口座・その他当組合が適切と判断した場合
未利用口座に対する取扱い	<ul style="list-style-type: none">・対象口座をお持ちのお客さまには、当組合へお届けのご住所に事前に通知いたします。・通知後、約3ヶ月経過後も、お取引またはご解約が無い場合に、本手数料を引落しいたします。

	<ul style="list-style-type: none"> ・残高不足により本手数料の引落しができなかった場合、残高全額を本手数料の一部として引落し、当該口座を自動的に解約いたします。 ・引落し済みの未利用口座管理手数料は返却いたしません。 ・解約した口座の再利用はできません。
未利用口座管理手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・年間 1,320 円(税込)

令和 8 年 2 月 1 日

あかぎ信用組合



copyright (c) 2000/02/01~ AKAGI SHIN-YO KUMIAI all right reserved.



This page designed by ALON corporation